

川越市斎場残骨灰売渡（単価契約）仕様書

1 概要

川越市斎場における火葬後の残骨灰について、残骨灰に含まれる資源物の資源循環を目的として売渡す。

買受者は、市民感情や環境に配慮したうえで、残骨灰を適正に処理し、本市に処理結果を報告するとともに、買受けた火葬件数に応じた金額を支払うものとする。

2 対象となる売渡物及び期間

- (1) 対象となる売渡物は、川越市斎場から発生する全ての残骨灰とする。残骨灰中には、骨片、焼却灰、飛灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の残渣物、ロストルを含む。
- (2) 対象となる期間は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までに火葬に付されたものとする。

3 契約方法

本契約は火葬1件あたりの単価契約（単位：円／件）とする。火葬件数は、川越市斎場及びやすらぎのさと条例（平成28年条例第43号）に規定する満12歳以上であった者の火葬件数とする。

また、直近3年間の、火葬件数等の状況は、次の通り。

年度	火葬件数		残骨灰	火葬件数 (動物)	残骨灰 (動物)	飛灰
		うち12歳以上				
令和6年度	4873件	4821件	10697kg	1118件	1083kg	1423kg
令和5年度	4653件	4606件	11226kg	1152件	1580kg	1655kg
令和4年度	4764件	4712件	11162kg	1138件	1405kg	1366kg

4 売渡金の支払い方法

- (1) 売渡金の支払いは、四半期ごと（第1期：令和7年7月から9月分、第2期：令和7年10月から12月分、第3期：令和8年1月から3月分）の3回とする。

- (2) 各期の売渡金額は次のとおり算定する。

$$\text{売渡金額} = \text{各期火葬件数} \times \text{契約単価} \times 110\%$$

- (3) 本市は、各期の末月分を含む売渡物が受渡された日から30日以内に、算定された売渡金を請求するものとし、買受者は納期限までに納付するものとする。

- (4) 納期限までに売渡金が納入されない場合は、売渡金の納付の遅延に伴う違約金として、その延滞日数に応じ川越市税外諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和43年条例第42号）の規定を準用し、売渡金額にその割合を乗じて計算した金額を、本市に納入しなければならない。

5 契約締結に際し提出する書類

(1) 現場責任者等届出書（様式第1号）

(2) 売渡物運搬経路図（任意様式）

売渡物処理施設と川越市斎場を結ぶ運搬経路を示すもの

(3) 売渡物処理施設概要及び売渡物処理工程概要（任意様式）

処理施設の概要及び設備等のわかるもの

売渡物の無害化、分別工程及び最終処分までの工程がわかるもの

(4) 残骨を埋蔵・収蔵する墓地・納骨堂の概要（任意様式）

残骨の埋蔵・収蔵先（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の許可を受けているものに限る。）の名称、所在地及び確保状況（提携先との契約関係等）がわかるもの

6 売渡物の保管場所及び設備等

(1) 所在地 川越市大字小仙波 786 番地 1

(2) 火葬炉の形式 台車式火葬炉 12 基、動物炉 1 基（富士建設工業株式会社製）

(3) 台車保護剤の使用 あり

(4) 集塵設備 あり

(5) 保管場所 別紙のとおり

7 売渡物の受渡等

(1) 事前準備

ア 買受者は、本契約締結後、初回の受渡の日に本市が必要と認める数量及び規格の残骨灰収容容器（ドラム缶等）を用意し、川越市斎場に貸与しなければならない。なお、初回の受渡においては、既に使用されている川越市斎場備え付けの収容容器（ドラム缶等）で搬出することができるものとし、次回受渡の際に返却するものとする。

イ 搬出に要する資機材は買受者が用意する。

(2) 受渡日時

20日に1回以上受渡を行うものとし、日時は本市及び買受者の協議により決定する。

ただし、最後の受渡は、令和8年3月31日の火葬終了後、当日中とする。

(3) 受渡

ア 買受者は、「2 対象となる売渡物及び期間」に定める残骨灰のうち、本市が引取りを求めるすべてを引受けなければならない。

イ 受渡の際に、残骨灰を保管したドラム缶と空のドラム缶を交換すること。

ウ 運搬車両は、受渡場所に進入可能な車両とする。

エ 買受者は、残骨灰の搬出・運搬時において、飛散防止等の必要な対策を講じること。

オ 受渡の際、作業従事者は本市が用意した売渡物受渡書（様式第2号）に署名すること。

カ 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、本市に対して異議申し立てることは一切認めないものとする。

8 有害物質の処理

買受者は、買受した残骨灰に含まれるダイオキシン類その他有害物質について、生活環境保全上支障がないように適切に処理するものとする。

また、搬出した残骨灰について、残骨・金属類を分類後の残灰等は、年1回、有害物質除去処理前・処理後の濃度測定を第三者機関にて行い、その試験結果を本市に提出すること。なお、濃度測定は以下の項目について行うこと。

濃度測定の実施時期については、契約開始後、本市と協議の上、決定することとする。

測定回数 測定項目		処理前		処理後
		残灰 (人体,動物)	飛灰 (人体,動物)	残灰及び飛灰 (人体,動物)
1	六価クロム及び化合物	年1回	年1回	年1回
2	カドミウム及びその化合物			
3	水銀又はその化合物			
4	アルキル水銀			
5	鉛又はその化合物			
6	砒素又はその化合物			
7	シアン化合物			
8	セレン又はその化合物			
9	ダイオキシン類(簡易測定)			

9 分別及び処理

買受者は、売渡物について、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき適切に処理するものとする。

(1) 残骨

人体の「残骨」について、買受者は、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に従い、買受者が所有又は提携する墓地又は納骨堂にて埋蔵又は収蔵するとともに供養すること。墓地又は納骨堂は、買受者の責任のもとに永代供養地として確保し、その所在地は参拝する市民への配慮から原則関東地方（離島を除く。）とする。

動物の「残骨」についても買受者の責任のもとに確保した墓地等へ適切に葬るとともに供養を行うものとし、その所在地は原則関東地方（離島を除く。）とする。

また、永代供養地の情報については、本市がホームページ等に掲載する。

(2) 資源物

買受者は、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）の趣旨に則り、適切に処理すること。

(3) 廃棄物

買受者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守し、適切に処理すること。

10 費用負担

本契約の履行に際して必要と認める費用は、すべて買受者が負担する。

11 報告

買受者は、売渡物を適正に処理した後、その処理状況等について、速やかに売渡物処理報告書（様式第 3 号）にて本市へ報告すること。その際に、埋葬を証明する書面や写真、マニフェストの写し等を活用し、売渡物の処理工程並びに残骨の埋蔵及び資源物、廃棄物等の処理について適切に処理したことが分かるようにすること。

なお、この報告は、売渡物の受渡ごとに作成すること。

また、すべての売渡物の処理が完了した後、各報告書の処理分類と数量を集計した年間報告書（任意様式）を本市へ提出すること。

12 立入調査等

(1) 本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、本市は、買受者が実施する当該売渡物処理に関連する施設（買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。）へ報告徴収、立入調査、書類審査等（以下、「立入調査等」という。）を実施することができる。

(2) 買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

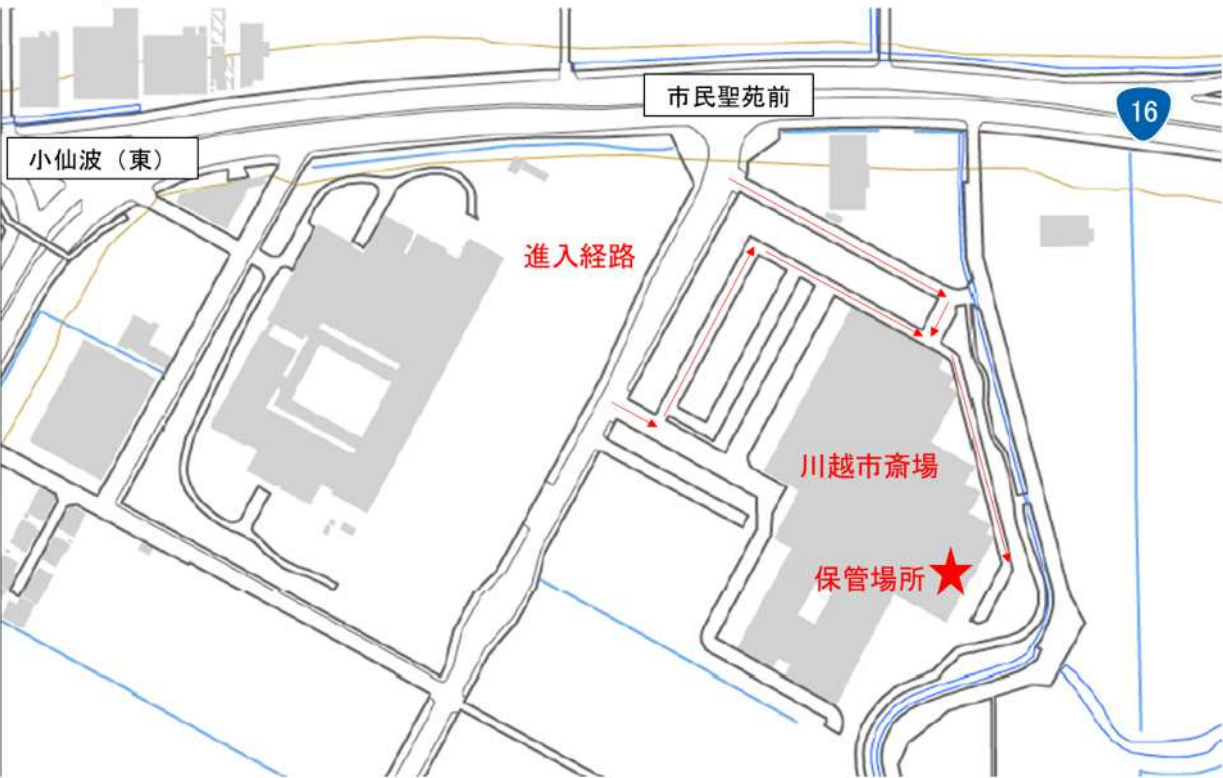
13 その他

(1) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、川越市斎場及びやすらぎのさと条例に規定する満 12 歳以上であった者の火葬件数 1 件あたりの単価を記載すること。

(2) この契約の締結後に、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、本市は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して請求するものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合は、経過措置が優先して適用される。

(3) この仕様書に定めのない事項については、本市と買受者の協議により決定する。

地理院地図
GSI Maps



現場責任者等届出書

年 月 日

(あて先) 川越市長

住所

買受者 氏名又は法人名

代表者

以下の売買契約について、現場責任者等を定めたので届出します。

契約件名 川越市斎場残骨灰売渡 (単価契約)

売渡物対象期間 令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日

1 現場責任者

氏名	所属・役職	連絡先

2 作業従事者

氏名	所属	連絡先

3 売渡物運搬車両

車両名称	自動車登録番号	最大積載量

4 添付書類 (本届出に、以下の書類を添付すること【任意様式】)

- ☐ 売渡物運搬経路 (川越市斎場から処理施設を結ぶ経路図)
- ☐ 売渡物処理施設概要及び売渡物処理工程概要
- ☐ 残骨の埋蔵・収蔵場所の概要 (提携先にあっては契約関係等がわかるものも添付)

売渡物受渡書

契約件名 川越市斎場残骨灰売渡（単価契約）

売渡物対象期間 令和 7 年 7 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

売渡物に関する情報

排出火葬場	川越市斎場	
排出回数	回目	
排出期間	令和 年 月 日分 から 令和 年 月 日分	
排出容量	☐ 200 L ドラム	缶
	☐ その他の容器	

引渡チェック（火葬場担当者用）

- ☐ 売渡物の引受に来場した者は現場責任者等届出書に記載のある現場責任者又は作業従事者である。
- ☐ 売渡物運搬車両車は現場責任者等届出書に記載のある車両である。

上記内容のとおり、売渡物を引渡しました。

令和 年 月 日
(自署)

火葬場担当者 _____

上記内容のとおり、売渡物を引受しました。

令和 年 月 日
(自署)

現場責任者・作業従事者 _____

売渡物処理報告書

年 月 日

(あて先) 川越市長

住所
買受者 氏名又は法人名
代表者

契約件名 川越市斎場残骨灰売渡 (単価契約)

売渡物対象期間 令和7年7月1日 から 令和8年3月31日 まで

上記契約に基づく売渡物処理について以下のとおり報告します。

対象期間：令和 年 月 日分 から 令和 年 月 日分 (回目)

1 残骨

分別種別	数量及び単位	処理内容
残骨 (人)		
残骨 (動物)		

2 資源物

分別種別	数量及び単位	処理内容
金		
銀		
パラジウム		

3 廃棄物

分別種別	数量及び単位	処理内容

【分別種別ごとに集計し、表の「行」は適宜追加して使用すること。】

【売渡物の各処理工程、埋蔵、最終処分状況の写真、証明書等の写しを添付すること。】